

平成27年度から適用される 主な個人住民税の税制改正



広島県地方税納税
推進キャラクター
「ささえくん」

住宅借入金等特別控除の延長、控除限度額の拡充

個人住民税の住宅借入金等特別控除について、適用期限が4年間(平成26年1月1日から平成29年12月31日)延長され、さらに平成26年4月以後に居住を開始した控除限度額が136,500円に引き上げられました。

	改正前		改正後
居住開始年月日	平成25年	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月 (控除限度額の拡充)
控除限度額	所得税の課税総所得金額などの5% (限度額97,500円)		所得税の課税総所得金額などの7% (限度額136,500円)

上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡所得に係る税率を3%(市民税1.8%、県民税1.2%)とする特例措置は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降に支払いを受けたものは、平成27年度の個人市県民税(住民税)の計算で、本則税率である5%(市民税3%、県民税2%)が用いられます。

<<適用される税率>>

●上場株式等の配当等に係る税率

	平成22年度～平成26年度	平成27年度以降
申告分離課税	3%(市民税1.8%、県民税1.2%)	5%(市民税3%、県民税2%)
総合課税	10%(市民税6%、県民税4%)	

●上場株式等の譲渡所得等に係る税率

	平成22年度～平成26年度	平成27年度以降
申告分離課税	3%(市民税1.8%、県民税1.2%)	5%(市民税3%、県民税2%)

住民税の配当割・株式等譲渡所得割額の変更

配当割・株式等譲渡所得割額の金額は、確定申告をした場合、平成25年12月31日までは特例措置により、3%で徴収された金額でしたが、平成26年1月1日以降に支払いを受けたものからは本則税率が適用されるため、5%で徴収された金額となります。

	平成22年度～平成26年度	平成27年度以降
配当割額株式等譲渡所得割額	3%(市民税1.8%、県民税1.2%)	5%(市民税3%、県民税2%)

問い合わせ 税務課市民税係 ☎0824-73-1146